

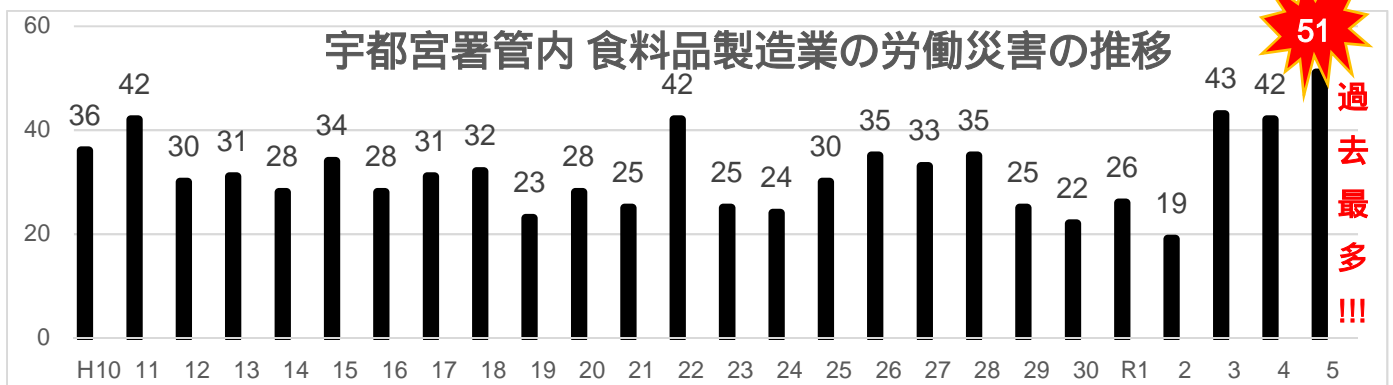
宇都宮労働基準署管内 STOP！労働災害2024 食料品製造業 安全強化プロジェクト

期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

主催：宇都宮労働基準監督署

協力団体：(一社)宇都宮労働基準協会，宇都宮食料品製造業災害防止協議会

実施者：宇都宮労働基準監督署管内の食料品製造業



1 趣旨：

宇都宮労働基準監督署管内の食料品製造業では、令和5年の休業4日以上の労働災害が平成10年以降「過去最多」となり、緊急事態となっている。発生した災害をみると、

行動災害(転倒災害，動作の反動・無理な動作災害)が多い。

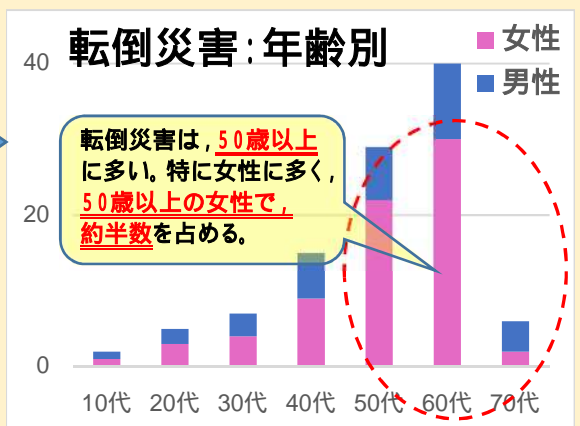
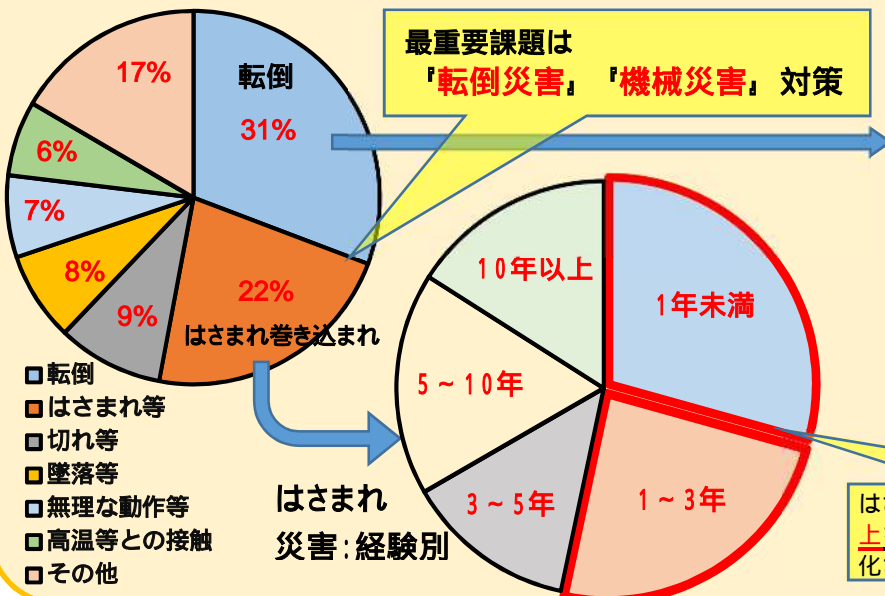
機械災害が多発しており、経験3年未満の未熟練労働者が多い。

管理体制が十分でないことから、同一事業場で複数件災害が発生している。

等の状況から、管内の各事業場が、令和6年度の1年間を安全衛生管理体制の確立や従業員教育(作業手順やマニュアル作成を含む。)を集中的に実施することで、各事業場が自主的に労働災害防止に取り組むための下地を作ることを目的に取り組むこととした。

事故の型別状況

統計は、宇都宮署管内の食料品製造業で、休業4日以上の労働災害を平成26年から令和5年まで集計したもの。



はさまれ・巻き込まれ災害は、**経験の浅い3年未満で半数以上**を占める。十分な教育がされていない。作業手順が明確化されていない等の問題も見受けられる。

2 実施者の実施事項等

機械災害の防止対策の推進

『STOP! はさまれ・巻き込まれ災害』

- ・通常作業時の機械への挟まれ巻き込まれ災害対策として、「安全カバー」や「安全装置」の設置【本質安全化】
- ・非常作業時の対応マニュアルの作成（非常時の災害が多く、作業員への教育も十分でないことが多い）
- ・リスクアセスメントを実施し、リスクの低減を図る。

転倒災害防止対策（ハード・ソフト両面からの対策）の推進

『労働者の転倒災害（業務中の転倒による重症）を防止しましょう』

- ・ハード面対策：水・油・洗剤等がない状態の維持（清掃徹底）、防滑床材や防滑グレーチングの導入、耐滑性のある靴の採用、床面の凹凸・陥没の解消、通路・床面の整理整頓
- ・ソフト面対策：転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラムの導入等、「ころば Nice とちぎ」の推進

高年齢労働者の労働災害の防止対策（エイジフレンドリーガイドライン）の推進

『～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう～』

- ・高年齢労働者が多くなっておりますので、高年齢労働者に合わせた職場環境を形成してください。
- ・転倒災害は50歳以上（特に女性）で多く、と合わせて推進してください。

安全衛生教育の徹底

『マンガでわかる働く人の安全と健康（食料品製造業、14か国語対応）』等の活用

食料品製造業は、パートタイム労働者、アルバイト労働者、派遣労働者、外国人労働者など出入りが多く、経験の浅い労働者が多い傾向にあります。雇入れ時教育等をきちんとやっていただく必要があるほか、経験が浅い労働者でもわかりやすい職場や、安全の見える化を進めてください。厚生労働省では、教育ビデオやテキストなども作成し、配布しておりますのでご活用ください。

職長教育の実施

令和5年より、新たに職長になった者に対して「職長教育」の実施が義務付けられました。安全について学ぶ機会が少ない食料品製造業では貴重な機会といえます。職場が食品衛生上区切られていることが多いため、現場単位で安全を担保できれば災害はおのずと減少します。既に職長だった者に対しても、受講を進めてください。

組織的、計画的な活動の実施

『STOP! 労働災害2024』

- ・トップの安全方針の表明
 - ・年間計画の作成と実施
 - ・中災防が行う「安全衛生サポート事業」の活用
- ### 労働者参加型の活動（リスクアセスメント・危険予知活動・ヒヤリハット活動等）の実施
- 労働者自ら考え、発言や提案をすることで、個々の危険感受性が高まります。労働者参加型の活動をすることで、安全意識の高揚を図ってください。

詳細は、宇都宮労働基準監督署のホームページに掲載しております。

転倒災害は取り組まなければならぬ対策と認識を変えてください！

3 主催者、協力団体の実施事項

当該プロジェクトの周知を図る。

表彰制度の導入（第14次労働災害防止計画の取組が評価される制度の導入）

4 表彰制度の導入 【申請期間：令和7年4月1日から令和7年5月10日まで】

次のすべてに該当する管内の食料品製造業は監督署長から「表彰状」を受けることができます。

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、休業災害が発生していないこと。

トップの決意表明がなされ、年間計画を作成していること。

法定の安全衛生管理体制（安全・衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、安全衛生委員会の設置等）が確立できたこと。

職長に対し、職長教育が行われていること。

全労働者に対して今回の期間中に1回以上、安全衛生教育を行ったこと。

署の臨検等で、重篤な違反がなかったこと。